

資格者証変更届出書「作成の手引き」

資格者証の記載事項に変更があった場合、30日以内に当センターに届出をしなければなりません。変更届出の方法は以下のとおりです（手数料無料）

【インターネット届出】 ホームページ（<https://www.cezaidan.or.jp/>）で届出

※この届出書は使用しません。手続きの方法や、監理技術者資格者証制度の詳細は上記HPをご確認ください。

【郵送届出】 **本部へ郵送**で届出（変更内容を記載した「変更シール」を20日程度で返送します）

必要書類	変更内容	氏名	旧姓併記	住所	所属建設業者名 または 許可番号	建設業者に所 属 しなくなった
① 同封の「資格者証変更届出書」（記入例は次ページ参照） （1枚目と2枚目を郵送。3枚目は申請者保管用）		○	○	○	○	○
② 現在お持ちの資格者証の表裏のコピー（紛失の場合は本部に問い合わせ）		○	○	○	○	○
③ 戸籍謄本（戸籍抄本）のコピー（6ヶ月以内） 旧姓併記を希望される方は、事前に住民票への旧姓の登録をお願いします。		○	※	—	—	—
④ 建設業許可通知書（建設業許可証明書）のコピー ◆ 建設業許可を更新中の場合は、許可通知書のコピー（有効期間満了）に加え、許可行政庁の受付印のある許可申請書（控）のコピーを提出 ◆ 社名変更により、許可通知書が旧社名の場合は、許可通知書のコピーに加え、許可行政庁の受付印のある変更届出書のコピーを提出		—	—	—	○	—
⑤ 建設業者と変更届出者が「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが確認できる書類 （所属建設業者名の記載がある健康保険被保険者証のコピー等）詳細は2、3ページ参照		—	—	—	○	—
⑥ 変更シール返送用封筒（434円分の切手を貼付） （確実に受け取れる送り先と申請者本人の氏名を必ず記入）		○	○	○	○	○

※ 戸籍謄抄本は不要です。住民票に登録されている旧姓を確認しますので、届出の前に旧姓を住民票に登録しておいてください。

○ 住民票は、住民基本台帳ネットワークでの確認により代替しているため原則不要です。確認ができなかった場合に限り、追加でご用意いただくことになります。

○ 本籍地の変更については、令和5年7月より**届出不要**となりました。

○ 支部・事務所へ持参し届出することも可能です。（最寄りの支部・事務所は4ページを参照）※資格者証裏面に変更内容を手書きして返却します。

・窓口届出の必要書類は基本的に【郵送届出】と同様ですが、以下の3点が異なります。ご注意ください。

1. ①は3枚全てを窓口へ持参。 2. ②は「資格者証のコピー」に代えて、「資格者証の原本」を持参。 3. ⑥は不要。

※ 届出が一度に複数件、特に数十件になる場合は、資格者証の返却まで相応の日数がかかります。なるべくインターネットまたは郵送（本部宛）での届出をお願いします。支部・事務所へ届出される場合は、事前に届出先へご相談ください。

○ 監理技術者資格を喪失した場合は、本部（03-3514-4711）までご連絡ください。

変更内容を記載した資格者証の交付を希望される方へ

上記の変更届出に代えて、新たに資格者証の交付申請を行うことができるようになりました（「書換申請」といいます）。変更届出との主な違いは以下のとおりです。詳細については、本部（03-3514-4711）までご連絡ください。

<変更届出との主な違い>

- ・交付申請書（顔写真付）等の提出が必要、**交付等手数料7,600円**の費用がかかります。
- ・資格者証は新たな交付日となり、有効期限は交付日から5年間となります。

【重要】「氏名」および「住所」の変更届出を行う方へ

「氏名」および「住所」の変更届出を行う方で、「監理技術者講習」を受講済みの場合は、別途、**受講された「監理技術者講習実施機関」にも、変更の手続きを確実に行ってください。**お問い合わせ先は国土交通省ホームページ（<https://www.mlit.go.jp>）よりご確認ください。（検索サイトにて【国土交通省 監理技術者講習】で検索）

※資格者証と監理技術者講習（以下「講習」という）の管理運営団体は、別々の法人であるため各種手続が別々で、情報の連携も行っていません。そのため、当財団への資格者証の変更届出では、講習実施機関の保有する受講情報は変更されません。受講情報が変更されていないと、講習の大切な案内等が届かないことが想定されますのでご注意ください。

【監理技術者資格者証における個人情報の取扱いについて】

監理技術者資格者証交付等において収集しました皆様の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」、その他関係法令及び当財団の個人情報保護基本方針に則り、取り扱います。詳細については、当センターホームページの「個人情報の取り扱い」（<https://www.cezaidan.or.jp/managing/policy/index.html>）を、ご覧ください。

《 変更届出書の記入例 》

資格者証変更届出書

令和 5年10月16日

★通称名や旧姓の記載を希望する場合は記入してください。
(申請区分は(1)に○をしてください)

★変更する項目の該当する欄に○印を記入してください。

★資格者証の交付番号及び有効期限を記入してください。

★確実に連絡のとれる番号(申請者自宅電話番号又は個人の携帯電話番号等)を、「ハイフン」を入れずに記入してください。

★建設業の許可番号を右詰めで記入し、余白に「0」を記入してください。

★許可通知書の許可番号の()内の2桁の数字を記入してください。

★大臣許可の場合は「00」を記入し、知事許可の場合は、上記の「都道府県コード」の「01」～「47」の番号を記入してください。

★会社の代表番号ではなく、所属部署直通番号等確実に連絡が取れる番号を、「ハイフン」を入れずに記入してください。

★国土交通大臣・知事、般・特は該当しないものを二重線で消してください。

※6. 住所については、変更する場合のみ記入
★住民票に記載された住所を、都道府県名を除いて記入してください。

※7. 所属建設業者については、変更する場合のみ記入
★法人の種類は略号で記入してください。
株式会社⇒(株) 有限会社⇒(有)
合名会社⇒(名) 合資会社⇒(資)
合同会社⇒(合) 協同組合⇒(同)
協業組合⇒(業) 企業組合⇒(企)
★建設会社に所属しなくなった方は、「商号または名称」の欄に「抹消」と記入してください。

都道府県コード
01 北海道 17 石川県 33 岡山県
02 青森県 18 福井県 34 広島県
03 岩手県 19 山梨県 35 山口県
04 宮城県 20 長野県 36 徳島県
05 秋田県 21 岐阜県 37 香川県
06 山形県 22 静岡県 38 愛媛県
07 福島県 23 愛知県 39 高知県
08 茨城県 24 三重県 40 福岡県
09 栃木県 25 滋賀県 41 佐賀県
10 群馬県 26 京都府 42 長崎県
11 埼玉県 27 大阪府 43 熊本県
12 千葉県 28 兵庫県 44 大分県
13 東京都 29 奈良県 45 宮崎県
14 神奈川県 30 和歌山県 46 鹿児島県
15 新潟県 31 鳥取県 47 沖縄県
16 富山県 32 島根県 48 その他

(国土交通大臣指定資格者証交付機関)
一般財団法人建設業技術者センター理事長 殿

下記のとおり
(1)氏名 (2)住所 (3)所属建設業者 (4)監理技術者資格
について、変更があったので届出をします。

1. 申請区分 (1) (2) (3) (4)
○ ○ ○

2. 既資格者証 第 00012356789 号
交付番号
有効期限 令和 06 年 12 月 06 日

3. 申請者氏名 フリガナ ケン セツ 氏 名 シ ロウ 次 郎 (旧姓 チヨダ 千代田)
氏名 建設

4. 生年月日 元号 3 55 年 06 月 06 日 (通称名の方はこのあたりに記入してください。)
(1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.令和)

5. 本籍 都道府県コード 13 東京都 都道府県
都道府県コード 都市区町村名・街区符号・住居番号等
6. 住所 13 00 区 × × 1 丁目 1 - 1 2
郵便番号 123 - 5678 電話番号 09012356789

7. 所属建設業者 商号又は名称 (株) × 建設
許可番号 大臣・知事コード 13 知事許可(特) 04 第 000123 号
電話番号 0312356789

8. 監理技術者資格
(1)区分 番号 (2)区分 番号
(3)区分 番号 (4)区分 番号
(5)区分 番号 (6)区分 番号
(7)区分 番号 (8)区分 番号
(9)区分 番号

9. 受付番号 受付場

★北海道知事許可についてのみ、許可番号の前の余白に振興局名の頭文字を記入してください。

振興局名(頭文字)	空知(空)	石狩(石)	後志(後)	胆振(胆)	日高(日)	渡島(渡)	檜山(桧)
振興局名(頭文字)	上川(上)	留萌(留)	宗谷(宗)	十勝(十)	釧路(釧)	根室(根)	

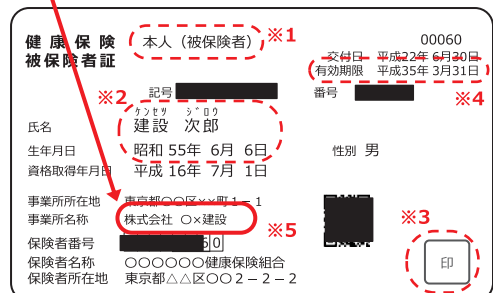
建設業者と変更届出者が「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが確認できる書類と注意事項 (次ページへ続く)

次の①, ②, ③, ④のいずれかの書類が必要です。なお、75歳以上の方で、3. 住民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)のコピーが提出できない場合は、本部(03-3514-4711)へお問い合わせください。

★社員証や雇用保険被保険者証、源泉徴収票、在籍証明書等の書類は認められません。

① 所属建設業者名の記載のある健康保険者証のコピー (記号・番号・保険者番号・QRコードにマスキングをお願いします。)

所属建設業者名の記載のある健康保険者証のコピー (保険者名称や企業のロゴ、シンボルマーク等は、所属建設業者名ではありません)



【健康保険被保険者証について】
以下について確認してください。

- ※1 『本人(被保険者)』であること。
- ※2 『氏名・生年月日』が確認できること。
- ※3 『保険者印』が確認できること。
- ※4 『有効期限』がある場合、期限内であること。
- ※5 『事業所名称』が確認できること。

前ページの続き

② 所属建設業者名の記載のない健康保険者証のコピー（記号・番号・保険者番号・QRコードにマスクをお願いします。）
+ 保険者が発行した「被保険者である証明書」のコピー（記号・番号がある場合はマスクをお願いします。）

「被保険者である証明書」のコピー

所属建設業者名の記載のない健康保険者証のコピー

健康保険被保険者資格証明書

1. 事業所名 ●●建設(株) ※1

2. 事業所商材地 ●●県●●市●●区●●町1-2-3

3. 事業所記号 ●●●●●●

4. 事業所番号 ●●●●●●

5. 被保険者の
氏名 ●●建設 次郎 ※2
生年月日 昭和55年6月6日
資格取得日 平成22年6月30日

上の者は、当該事業所に使用され、かつ（全国健康保険協会
〇〇支部、〇〇健康保険組合、〇〇国民健康保険組合）
の被保険者であることを証明する。

令和●●年●●月●●日 ※4

全国健康保険協会〇〇支部〇〇年金事務所長
〇〇健康保険組合理事長
〇〇国民健康保険組合理事長 印 ※3

両方が
必要

健康保険被保険者証

本人(被保険者) ※1 00060
交付日 平成22年6月30日
有効期限 平成35年3月31日
記号 建設 次郎 ※2
氏名 建設 次郎 ※4
生年月日 昭和55年6月6日 性別 男
資格取得年月日 平成16年7月1日

保険者番号 ●●●●●●●●
保険者名称 〇〇〇〇〇〇健康保険組合
保険者所在地 東京都△△区〇〇2-2-2

印 ※3

【健康保険被保険者証について】
以下について確認してください。

※1 『本人(被保険者)』であること。
※2 『氏名・生年月日』が
確認できること。
※3 『保険者印』が確認できること。
※4 『有効期限』がある場合、
期限内であること。

【被保険者である証明書について】 以下について確認してください。

※1 『事業所名称』が確認できること。
※2 『被保険者氏名・生年月日』が確認できること。
※3 『保険者(保険組合)発行』のもので『保険者印』が確認できること。
※4 申請前6ヶ月以内であること。

③ 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）のコピー ※勤務先の会社に保管されているものです。

令和4年 給与所得等に係る 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書【特別徴収義務者用】 ※2

課税市町村名 〇〇県〇〇市
市町村コード ●●●●●●

月割額	特別徴収税額		課税人員		非課税人員	
	人数	納付額	人数	納付額	人数	納付額
6月分						
7月分						
8月分						
9月分						
10月分						
11月分						

〇〇建設 株式会社 様

令和4年〇〇月〇〇日 〇〇市長 ●●●● ●●●● ●●●● ※3 印

指定番号	個人番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額

氏名 ●●建設 次郎 様 ※4

【住民税特別徴収税額の通知書について】
以下について確認してください。

※1 『最新年度』であること。
※2 『特別徴収義務者用』であること。
※3 『自治体印』が確認できること。
※4 『申請者氏名』が確認できること。
※5 『特別徴収義務者名』が確認できること。
※6 「決定」、「変更」は、どちらも可。

●個人の【納税義務者用】ではなく、会社に保管義務のある【特別徴収義務者用】です。会社の給与関係担当部門にご確認下さい。
●ご本人様 以外の方のお名前等は、このサンプルを参考に黒のマジックで塗り潰す等して下さい。
●1ページを丸々コピー頂き、お手数ですがこのサンプルどおりの体裁でご準備下さい。切り貼りは絶対に行わないで下さい。
●また、折ったり別の紙等を被せてコピーした場合は、再提出をお願いする場合があります。（縮小コピーは可）

特別徴収義務者 〇〇建設 株式会社 氏名または名称 個人番号又は法人番号

④ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書のコピー ※勤務先の会社に保管されているものです。

定時決定

000-0000 〇〇〇〇〇〇-〇〇 ※5
株式会社〇〇〇〇

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所記号 ●●●●●● 到達番号 12345 ※4

被保険者番号	被保険者氏名	適用年月	決定標準報酬月額額	生年月日	種別
●●●●●●	建設 太郎 ※2	●●年●●月	●●千円 ●●千円 H26.9 ※3	●●年●●月●●日	●●
			千円 千円		
			千円 千円		
			千円 千円		
			千円 千円		

上記の通り標準報酬が決定されたので通知します。

令和〇年〇月〇日 日本年金機構理事長 (〇〇年金事務所) 印 ※4

左側（定時決定）が提出対象です。但し、定時決定の実績がない場合に限り、右側（資格取得確認）の提出を可とします。以下について確認ください。

※1 『最新』であること。
※2 『申請者名』が確認できること。
※3 『生年月日』が確認できること。
※4 『公印』が確認できること。

なお、電子版は公印の代わりに、『到達番号』が確認できること。
※5 『所属建設業者名』が確認できること。

000-0000 〇〇〇〇〇〇-〇〇 ※5
株式会社〇〇〇〇

健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書

事業所記号 ●●●●●● 到達番号 12345 ※4

被保険者番号	被保険者氏名	資格取得年月日	標準報酬月額
●●●●●●	建設 太郎 ※2	●●年●●月●●日 H26.9 1.(男) 1.(新) ※3	●●千円 ●●千円

上記のとおり資格取得の確認および標準報酬の決定がされたので通知します。

令和〇年〇月〇日 日本年金機構理事長 (〇〇年金事務所) 印 ※4

資格取得確認

一般財団法人 建設業技術者センター 本部・支部・事務所一覧

本 部

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア4F

※ インターネットおよび郵送の届出先は本部のみです

お問い合わせ先

TEL 03-3514-4711

※お急ぎの場合は以下の支部・事務所へ届出することも可能です。(土日祝を除く 9:00~17:00)

当センターのホームページに地図を掲載しています。 <https://www.cezaidan.or.jp/> 「監理技術者になる方へ」⇒「支部・事務所」

北海道支部	〒060-0003	札幌市中央区北3条西4丁目1番地4 D-LIFEPLACE札幌 13F	TEL 011-222-2786
北海道支部旭川事務所	〒070-0035	旭川市5条通5丁目左10号 旭川建設業会館2F	TEL 0166-25-9589
北海道支部帯広事務所	〒080-0017	帯広市西7条南6丁目2番地 帯広建設会館3F	TEL 0155-27-0574
青森県支部	〒030-0803	青森市安方2丁目9番13号 青森県建設会館4F	TEL 017-775-3174
岩手県支部	〒020-0873	盛岡市松尾町17番9号 岩手県建設会館2F	TEL 019-625-0580
宮城県支部	〒980-0824	仙台市青葉区支倉町2番48号 宮城県建設産業会館3F	TEL 022-224-7853
秋田県支部	〒010-0951	秋田市山王4丁目3番10号 秋田県建設業会館別館	TEL 018-865-3665
山形県支部	〒990-0024	山形市あさひ町18番25号 山形県建設会館2F	TEL 023-624-6880
福島県支部	〒960-8061	福島市五月町4番25号 福島県建設センター4F	TEL 024-524-1841
茨城県支部	〒310-0062	水戸市大町3丁目1番22号 茨城県建設センター6F	TEL 029-224-6844
栃木県支部	〒321-0933	宇都宮市築瀬町1958番地1 栃木県建設産業会館3F	TEL 028-639-2226
群馬県支部	〒371-0846	前橋市元総社町2丁目5番地3 群馬県建設会館3F	TEL 027-253-1790
埼玉県支部	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂4丁目3番15号 K・Sビル5F	TEL 048-837-2729
千葉県支部	〒260-0024	千葉市中央区中央港1丁目13番1号 千葉県建設業センター6F	TEL 043-241-6067
東京都支部	〒104-0032	中央区八丁堀2丁目5番1号 東京建設会館2F	TEL 03-3297-2680
神奈川県支部	〒231-8463	横浜市中区尾上町1丁目6番地 ICON関内2F	TEL 045-641-4766
新潟県支部	〒950-0965	新潟市中央区新光町7番地5 新潟県建設会館3F	TEL 025-285-4192
富山県支部	〒930-0094	富山市安住町3番14号 富山県建設会館4F	TEL 076-442-2188
石川県支部	〒921-8036	金沢市弥生2丁目1番23号 石川県建設総合センター3F	TEL 076-242-3591
福井県支部	〒910-0854	福井市御幸3丁目10番15号 福井県建設会館3F	TEL 0776-24-5594
山梨県支部	〒400-0031	甲府市丸の内1丁目13番7号 山梨県建設会館4F	TEL 055-228-3438
長野県支部	〒380-8537	長野市南石堂町1230番地の6 長建ビル4F	TEL 026-224-7044
岐阜県支部	〒500-8382	岐阜市藪田東1丁目2番2号 岐阜県建設会館5F	TEL 058-276-2127
静岡県支部	〒422-8067	静岡市駿河区南町18番1号 サウスポット静岡15F	TEL 054-202-3720
愛知県支部	〒461-0008	名古屋市中区武平町5丁目1番地 名古屋栄ビルディング3F	TEL 052-953-0635
三重県支部	〒514-0003	津市桜橋2丁目177番地の2 三重県建設産業会館5F	TEL 059-224-0679
滋賀県支部	〒520-0801	大津市におの浜1丁目1番18号 滋賀県建設会館2F	TEL 077-521-1320
京都府支部	〒604-0835	京都市中京区御池通高倉西入高宮町200 千代田生命京都御池ビル3F	TEL 075-211-8443
大阪府支部	〒550-0012	大阪市西区立売堀2丁目1番2号 建設交流館4F	TEL 06-6543-2681
兵庫県支部	〒651-0088	神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号 アーバンエース三宮ビル6F	TEL 078-261-8834
奈良県支部	〒630-8227	奈良市林小路町8番の1 ニッセイ奈良若草ビル4F	TEL 0742-27-3461
和歌山県支部	〒640-8155	和歌山市九番丁15番地 九番丁MGBビル2F	TEL 073-428-0944
鳥取県支部	〒680-0022	鳥取市西町2丁目310番地 鳥取県建設会館2F	TEL 0857-21-0986
島根県支部	〒690-0048	松江市西嫁島1丁目3番17号 島根県建設業会館2F	TEL 0852-31-3934
岡山県支部	〒700-0827	岡山市北区平和町5番10号 岡山建設会館3F	TEL 086-223-5158
広島県支部	〒730-0037	広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ8F	TEL 082-240-8810
山口県支部	〒753-0074	山口市中央4丁目5番16号 山口県商工会館4F	TEL 083-932-1157
徳島県支部	〒770-0931	徳島市富田浜2丁目10番地1 徳島県建設センター4F	TEL 088-653-0150
香川県支部	〒760-0026	高松市磨屋町6番地4 香川県建設会館6F	TEL 087-822-2451
愛媛県支部	〒790-0002	松山市二番町四丁目4番地4 愛媛県建設会館3F	TEL 089-947-6385
高知県支部	〒780-0870	高知市本町4丁目2番15号 高知県建設会館3F	TEL 088-875-7467
福岡県支部	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号 福岡建設会館4F	TEL 092-471-1847
佐賀県支部	〒840-0801	佐賀市駅前中央1丁目4番8号 太陽生命佐賀ビル4F	TEL 0952-26-0890
長崎県支部	〒850-0874	長崎市魚の町3番33号 長崎県建設総合会館1F	TEL 095-826-1084
熊本県支部	〒862-0976	熊本市中央区九品寺4丁目6番4号 熊本県建設会館3F	TEL 096-366-1787
大分県支部	〒870-0046	大分市荷揚町4番28号 大分県建設会館3F	TEL 097-538-4833
宮崎県支部	〒880-0001	宮崎市橘通西2丁目4番20号 アクア宮崎ビル2F	TEL 0985-27-7658
鹿児島県支部	〒890-0064	鹿児島市鴨池新町6番10号 鹿児島県建設センター4F	TEL 099-258-6218
沖縄県支部	〒901-2131	浦添市牧港5丁目6番8号 沖縄県建設会館3F	TEL 098-879-7699